

○被留置者の留置に関する訓令の制定について

(平成19年11月21日岩警第1636号警察本部長)

[沿革] 平成25年3月岩警発第392号、27年3月岩警第294号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだし訓令を制定し、平成19年6月1日から施行したところであるが、次の点に留意し、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇に努められたい。

なお、被疑者留置細則の全面改正について（平成3年12月27日付け、岩警発第1441号）は、廃止する。

記

第1 訓令制定の趣旨

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の施行に伴い、新たに訓令を制定し、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇を図ろうとするものである。

第2 訓令の解釈と運用上の留意事項

1 総則関係

(1) 趣旨（第1条）

留置業務の適正な管理運営及び被留置者の適正な処遇を図るため必要な事項を定め、その適正を図ることとしたものである。

(2) 留置業務管理者等（第3条）

ア 留置業務の管理運営に当たっての、指揮命令系統を明確にしたものである。

イ 留置主任官が不在の場合は、勤務時間中は留置副主任官、当直勤務中は当直責任者が、留置主任官に代わってその職務を行うこととしたものである。

(3) 留置担当者等の教養（第4条）

留置担当者等の教養について規定したものである。

法第16条第2項は、留置施設に係る留置業務に従事する警察官への教育について規定されており、留置業務に従事する警察官は、被留置者に対する強い権限を発動することができる立場にあり、また、戒具の使用など使用方法を誤れば重大な結果に発展しうる業務が多く含まれることから、特にこの規定を設け、留置業務に係る教養の必要性を明確にしたものである。

本規定が設けられた趣旨にかんがみ、留置業務に関する教養を継続的に推進すること。

(4) 留置管理台帳の備付け（第5条）

留置管理台帳として備え付ける書類を規定したものであり、新たに作成し、又はその内容を変更したときには、速やかに本部長に報告することとした。

(5) 簿冊の備付け等（第6条）

留置施設において備え付ける簿冊及び使用する書類について規定したものであり、様式については、留置施設に備え付ける簿冊等の様式の制定について（平成19年5月31日付け、岩警第820号）で定めている。

(6) 実地監査（第7条）

ア 法第18条に基づいて実施される実地監査について規定したものである。

イ 実地監査においては、次の事項等について監査を実施する。

(ア) 留置施設の管理運営状況

(イ) 被留置者の処遇状況

(ウ) 護送業務の実施状況

ウ 被留置者は、実地監査を行う監査官に対して、書面若しくは口頭で苦情の申出ができることとされていることに留意すること。

2 留置関係

(1) 留置主任官への引継ぎ等（第8条）

ア 被疑者等とは、逮捕被疑者、勾留被疑者、勾留被告人及び他の法令の規定により引致又は引継ぎされた者で、留置手続きを経ない者をいう。

イ 留置業務と捜査は、本来別個の事務であるが、刑事訴訟法上密接に関係する事務であり、留置業務の適正な管理運営を行うためには、相互の連携が不可欠であることから、留置主任官、捜査主任官相互の緊密な連携を義務付けたものである。

ウ 被留置者連絡票は、新規留置以後の取調べ等における特異動静の状況等、看守上又は留置施設の保安上必要な事項について、具体的に記載して、留置主任官に提出すること。

エ 留置主任官は、被留置者連絡票の提出を受けた場合には、その内容を遅滞なく留置担当者に指示し、留置業務の適正な管理運営を図ること。

(2) 留置開始時の告知（第13条）

ア 留置の開始の際には、法第180条第1項に掲げられている事項を記載した書面を提示する方法により告知をしなければならない。

イ 告知に際しては、被留置者が告知事項を理解することができるように、十分な時間を確保し提示すること。

また、留置後に告知書の再提示を求められた場合には、身体検査室等において、再提示して閲覧させ、その際、被留置者から告知書に書かれている告知事項について質問があった場合には説明すること。

ウ 留置の開始時において興奮している等の事情により、被留置者がその場で告知事項を理解することが困難であったと認める事情がある場合には、あらためて告知書を提示すること。

エ 告知した際の被留置者の質問や言動等について、被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録すること。

オ 告知の際には、次の事項についても、口頭で告知すること。

(ア) 留置施設内では、留置番号で呼ぶこと。

(イ) 勤務交替時には、点呼を実施すること。

(ウ) 留置室内の清掃は、被留置者が実施すること。

- (エ) 分からないことがあれば、留置担当者等に尋ねること。
- カ 告知書には、被留置者の地位に応じ、
 - (ア) 未決拘禁者（受刑者身分なし）用
 - (イ) 未決受刑者用 受刑者の地位を有し、刑事訴訟法の規定により逮捕又は勾留される者
 - (ウ) 未決でない受刑者用 受刑者の地位を有し、法令の規定により留置施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者
 - (エ) その他被留置者用 法令の規定により留置施設に留置することができることとされる者の4種類があるので留意すること。
- (3) 身体検査等（第14条）
 - ア 身体検査については、法181条第1項に規定されている識別のための身体検査と、法第212条第1項に規定されている、危険物の持ち込みを防止するための身体検査がある。
 - イ 識別のための身体検査は、具体的には、傷痕、手指の欠損等の身体的特徴の確認等であり、肌着を脱がさないで認知できる範囲において確認をすること。
ただし、法212条第1項に基づく身体検査において、肌着を脱がせて身体検査を実施し、又は被留置者が任意に肌着を脱いで傷痕等の調査に応じた場合には、記録すること。
 - ウ 法第212条第1項の身体検査は、被留置者の自殺、自傷等を防止するため、留置施設内に危険物が持ち込まれることを防止するために実施するものであり、金属探知器及び触診により、原則として肌着を脱がせない限度で行うこととなるが、罪証隠滅その他留置施設内の管理運営上支障がある物を隠匿しているおそれがあると認めるときには、身体検査衣を着用させ、肌着を脱がせて身体検査を行うことができる。
 - エ 肌着を脱がせて行う身体検査の判断基準は、次のような場合をいう。
 - (ア) 現にポケット、靴下等に危険物を隠匿しており、他にも隠匿していると思料されるとき。
 - (イ) 身体の一部をことさら覆うなど動作が不自然なとき。
 - (ウ) 検査の結果、肌着の中に危険物を隠匿しているおそれがあると認められるとき。
 - オ 傷病等の調査は、被留置者の留置開始時及び留置施設から取調べ等のため出場並びに入場した都度、被留置者から疾病、外傷等の有無を調査確認すること。
 - カ 傷病等の調査を行った結果、疾病、外傷等の申立て又はその可能性があるときは留置主任官に報告するとともに、次の事項を被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録すること。
 - (ア) 疾病、外傷等の申立ての内容又はその状況
 - (イ) 留置主任官への報告状況及び留置主任官からの指示の内容
 - (ウ) 疾病、外傷等に対する措置状況
- (4) 女子の身体検査（第15条）

女子の被留置者の身体検査に当たっては、留置主任官、同副主任官等が女子の留置担当者又は女子看守補助者を指揮して実施するものとする。この場合の当該身体検査についての責任は、当該女子の留置担当者等を指揮して身体検査を行った留置主任官等が負うものであるから、その指揮に当たっては、検査すべき箇所、部位を個々具体的に指示し、検査漏れ等のないようにすること。

(5) 特別要注意者（第16条）

ア 特別要注意者として指定しなければならない者は、次のとおりとする。

- (ア) 過去に逃亡、異物えん下、自傷、自殺歴（癖）等がある者
- (イ) 年齢、性格、心理状態、言動等から、逃走、自殺等のおそれがある者
- (ウ) 精神障害の疑いがある者
- (エ) 危険物である物品を留置室内に持ち込むことを許可した者
- (オ) その他署長が必要と認めた者

イ 特別要注意者に指定した場合は、特別要注意者指定書の写しをFAXにより、本部主管課に報告すること。

ウ 特別要注意者に指定した者については、原則として看守席に最も近い留置室に単独留置し、遮蔽板をはずし、対面監視等により事故防止に努めること。

(6) 起居動作の時間帯の掲示等（第17条）

起居動作の時間帯については、法第184条の規定に基づき、署長が定めることとされており、その基準は、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号。以下「内閣府令」という。）第3条に、次のとおり定められている。

ア 食事の時間帯は、朝食については午前6時30分から午前8時30分までの間で、昼食については午前11時から午後1時までの間で、夕食については午後4時30分から午後7時までの間で定めること。

イ 就寝の時間帯は、午後9時から翌日の午前8時までの間で、連続する8時間以上の時間帯を定めること。

ウ 運動の時間帯は、午前7時から午後5時までの間で定めること。

(7) 起居動作の時間帯の補完措置等（第18条）

ア やむを得ず補完措置を執る場合は、次により措置すること。

(ア) 食事は、入場後直ちに支給し、運動については、当日の適宜の時間に実施し、その理由等を被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録すること。

(イ) 就寝は、翌日の起床時間を遅らせるなどして十分な睡眠時間を確保するよう配慮し、その旨を被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録すること。

イ 被留置者が運動及び起床時間を遅らせることについて辞退した場合は、その旨を被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録すること。

(8) 起居動作の時間帯等の確保要請（第19条）

ア 起居動作の時間帯の確保要請は、それぞれの起居動作の予定時刻をおおむね15分以上経過後においても、引き続き取調べ等が行われている場合に要請すること。

なお、この時間内であれば、恒常的に取調べ等を行ってもよいという趣旨ではないことに十分留意すること。

イ 捜査主任官に対して取調べ等の打ち切りについて検討するよう要請した場合は、その状況及び措置結果を被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録すること。

(9) 遵守事項の掲示（第20条）

被留置者の遵守事項は、法第211条に基づき、署長が具体的に定め、留置施設内の見やすい場所に掲示すること。

(10) 所持金品の記録（第21条）

ア 被留置者の所持金品は、被留置者金品出納簿に、現金の金額及び内訳を記録するほか、物品については、保管私物、領置物（甲・乙）及びその他の物品に区分し記録すること。

イ 保管私物とは、被留置者が使用し、又は摂取することができる物品として、被留置者に引き渡した物品をいう。

ウ 領置物は、施設外の収納庫等に保管すべき物（おおむね従来の「危険物」に該当するもの）を「甲」、施設内外の施設設備のある収納庫に保管すべきもの（「甲」に分類される以外のもの）を「乙」と区分すること。

エ その他の物品とは、法第192条第1項に規定されている次のいずれかに該当する場合に、被留置者に対し、宅下げ又は廃棄の処分を求める物品をいい、保管私物及び領置物と別に保管しなければならない

(ア) 保管に不便なものであるとき。

(イ) 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

(ウ) 危険が生ずるおそれがあるものであるとき。

(11) 保管私物の保管方法の制限（第22条）

ア 保管私物の保管場所として指定した収納庫の保管限度量を超えるときには、当該被留置者に対し、その超過量に相当する量の物品について、宅下げその他相当の処分を求めることができる。

イ 被留置者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合を除き、これを領置することができる。

また、保管私物から領置した物品について、被留置者がその引渡しを求めた場合には、保管私物の保管総量が保管限度量を超えることとなる場合以外は、これを引き渡すこと。

(12) 領置金品等の保管方法（第23条）

ア 領置物品の領置総量が、保管している収納庫の領置限度量を超えるときには、当該被留置者に対し、その超過量に相当する量の物品について、宅下げその他相当の処分を求めることができる。

イ 3万円を超える現金や経済的価値の高い物品については、留置主任官が保管すること。

(13) 領置金品の出納等（第24条）

ア 被留置者が自弁物品等を購入し、又は留置施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合には、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、次の場合を除く。

(ア) 購入により、保管私物の総量が保管限度量を超え、又は領置している物品の総量が領置限度量をこえることとなるとき。

(イ) 被留置者が未決拘禁者の場合

被逮捕者の場合～捜査官が被留置者への交付を許可しない物品

被勾留者の場合～接見禁止決定に基づき授受が禁じられている物品

イ 被留置者が保管私物及び領置金品の宅下げの申請をした場合には、次の場合を除き許すものとする。

(ア) 交付により、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

(イ) 被留置者が未決拘禁者の場合

被逮捕者の場合～捜査官が交付を許可しない物品

被勾留者の場合～接見禁止決定に基づき授受が禁じられている物品

(ウ) 被留置者が被留置受刑者である場合において、交付により、その改善更正に支障を生ずるおそれがあるとき。

(14) 売却（第25条）

ア 留置開始時に所持する物品及び留置中に取得した物品が、法第192条第1項の規定に該当する場合で、親族等への宅下げその他相当の処分を求めたにもかかわらず、相当の期間内に処分をしないときには、署長はこれを売却しその代金を領置すること。

ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

イ 相当な期間とは、おおむね次のとおりである。

種 別	処分期間
腐敗している、悪臭を発している等により保管に不便なもの（生き物、異臭物、腐敗物、生鮮食品等）	12時間程度
特別な保管場所が必要である、著しく高価である等により保管に不便なもの（自動車、自転車、電動車いす、絵画等）	7日間程度
腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの（食料、飲料等）	3日間程度
危険を生ずるおそれがあるもの（花火等の火薬類、毒劇物等）	7日間程度

(15) 競争入札の方法（第26条）

被留置者の所持物品を売却する場合の競争入札の方法について規定したものである。

(16) 外国人の留置（第27条）

ア 外国人を留置するに当たっては、言語、習慣等の相違から同室者とトラブルが起きないように十分配慮すること。

イ 給食に当たっては、宗教上の理由から肉の種類によって食べない場合があるので留意すること。

(17) 留置委託（第28条）

「その他特別の事情がある場合」とは、次のような場合をいう。

- ア 留置施設を改修中のため留置することが出来ないとき。
- イ 女子又は少年の留置室が不足のため、当該被留置者を留置することができないとき。
- ウ 女子職員が病気等で長期間不在のため、女子の被留置者の身体検査をすることが出来ないとき。

(18) 留置委託の手續（第29条）

- ア 留置委託する場合は、あらかじめ本部の当該事件捜査の主管課長と協議の上、その必要性を本部長に報告し、委託先（受託署）の指定を受けなければならないこととした。この場合、被疑者等を逮捕することによって、留置委託することが予想されるものについては、可能な限り予定の段階で報告し、指定を受けること。
- イ 留置委託する際の「関係書類」とは、当該被留置者に係る被留置者連絡票、移送指揮書、接見禁止決定書、勾留状その他の関係書類をいう。

(19) 受託署長の責務（第30条）

- 受託被留置者の護送については、受託署長の指揮の下、原則として依託署において護送に当たるものとする。

(20) 本部で取扱う被疑者等の委託等（第31条、第32条）

- 警察本部の課長等が取扱う被疑者の留置委託、他の都道府県へ又は他の都道府県からの留置委託については、当該留置委託の規定を準用又は例によることとした。

3 看守関係

(1) 留置施設の巡視（第33条）

- ア 巡視は、時間を決めることなく不定期に行い、看守勤務員の勤務実態等を的確に把握すること。
- イ 留置業務と捜査の分離の徹底を図るため、署長、副署長、留置主任官、留置副主任官及び当直責任者（当直幹部を含む。）以外は、原則として留置施設の巡視を行ってはならないこととした。

(2) 勤務の引継（第34条）

- 勤務交替に当たっては、次の事項を確実に引き継ぐこと。

- ア 被留置者の人員（人定）及び保管金品等
- イ 被留置者の特異動静と措置状況
- ウ 送致、勾留質問、検事調べ、公判出廷等の予定
- エ その他必要事項

(3) 留置施設の一斉点検（第36条）

- 留置施設の一斉点検の実施に当たっては形式的検査を排して、留置施設点検簿の点検事項に従い、綿密に実施すること。

(4) 留置担当者の遵守事項等（第37条）

- ア 被留置者（特別要注意者を除く。）については、留置施設内を巡回して動静監視等を行うこと。

この場合において、巡回時間や経路等はパターン化せず、移動中立ち止まったり、反転したりあるいは、適宜声掛けをする等して、動静に関する僅かな変

化も見逃さないようにすること。

イ 被留置者、留置施設の設備等に異常を発見したときは、応急の措置を講じ、直ちに留置主任官を経て、署長に報告するとともに、被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）又は看守勤務日誌に必要な事項を記録すること。

ウ 被留置者の処遇上参考となるべき事項を発見したときは、直ちに留置主任官に報告するとともに、被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）又は看守勤務日誌に必要な事項を記録すること。

(5) 弁護人の選任等の申出に対する措置（第38条）

ア 留置開始時において、被留置者から弁護人選任の有無を聴取し、選任したい旨の申出があった場合は、留置主任官に報告し、その指揮を受けて弁護士又は弁護士会へ連絡すること。

イ 留置開始時において、領事機関に通報の要請をしていなかった外国人が留置中に意思を変更して通報を要請した場合には、留置主任官は「領事官への通報要請確認書（意思変更）」により、その意思を確認した上、当該留置施設の所在地を管轄する領事機関に対し、当該外国人の氏名等の人定事項、抑留理由（罪名）、逮捕年月日、留置施設の場所等を通報するとともに、「通報控」を作成し、被留置者名簿の末尾に添付しておくこと。

(6) 被留置者の出し入れ（第39条）

ア 被留置者を留置施設から出場させる場合は、被留置者出入簿に所要の事項を記載し、留置主任官に提出し決裁を受けること。この場合において、留置委託に係る被留置者を受託署において取調べ等を行う場合は、あらかじめ委託署の捜査主任官から指揮印を受けた被留置者出入簿を受託署の留置主任官に提出し、決裁を受けること。

イ いわゆる「面倒見」を防止するため、土曜、日曜、休日又は勤務時間外に取調べ等のため被留置者を留置施設から出場させる予定がある場合には、被留置者出入簿により、あらかじめ留置主任官から決裁を受けておくこと。

ウ 留置主任官は、被留置者出入簿に記載の出（入）場時間が、起居動作の時間帯等を確保する上で支障があると認められる場合には、必要な指示（調整）を行うこと。

エ 留置施設内における寝具の出し入れ、洗面、運動、入浴等については、出し入れする被留置者の数を超えるプラスワン体制を確保して、実施すること。

オ 運動、入浴等を行わせるための留置施設内での被留置者の出し入れについては、被留置者出入簿の記録は要しない。

4 保安関係

(1) 職員の指名（第40条）

ア 本条は、反則行為があった場合に、被留置者から弁解を聴取する職員の指名等について規定したものである。

イ 反則行為とは、法第190条に規定する次の行為をいう。

(ア) 犯罪行為（第1号）

(イ) 他人に対する粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為（第

2号)

- (ウ) 留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為（第3号）
- (エ) 留置施設の安全を害するおそれのある行為（第4号）
- (オ) 留置施設内の衛生を害する行為（第5号）

反則行為の具体例

- ・ 暴行や公務執行妨害で逮捕された場合（第1号）
- ・ 留置施設内で大声を出す（第2号）
- ・ 不当に遅滞して運動、洗顔、入浴、布団の出し入れ等を行う（第2号又は第3号）
- ・ 留置担当者に対して繰り返し不当な要求を行ったり威迫や偽計を講じる（第3号）
- ・ 身体、着衣、留置室等の検査に応じない（第3号又は第4号）
- ・ 護送中に護送員（引当り捜査を行う捜査員ではない）の指示と異なった方向に動く（第3号又は第4号）
- ・ 留置施設内や護送中に逃走を企てる（第4号）
- ・ 留置施設内の見取り図を作成する、留置担当者の配置等に関するメモを作成する（第4号）
- ・ 他の被留置者と物のやりとりをする（第4号）
- ・ 留置施設内に秘匿して物品を持ち込み、又は所持する（第4号）
- ・ 留置施設内で汚物をまき散らす、留置室内で私物を散らかす、留置室内の清掃を行わない（第5号）

ウ 反則行為があった場合の措置の手続は、次のとおりである。

(ア) 反則行為に対する調査の実施

反則行為を認知した場合には、当日又は翌日に調査を開始すること。

調査に当たっては、被留置者の所持品等について必要な検査を行い、調査に要する物品を一時取り上げて保管することができる。

(イ) 被留置者に対して弁解を行う日等についての書面による通知

被留置者に対して、弁解をすべき日時及び原因となった反則行為の事実の要旨について書面により通知するほか、併せて、被留置者の弁解の補佐を行う者（警部補以上の看守専務者）を通知すること。

(ウ) 弁解の聴取

身体検査室等において、3人の警察官（原則、留置主任官のほか、警部補以上の2名の警察官）の面前で、被留置者から口頭により弁解を聴取すること。

なお、弁解は、警察官の面前における口頭で行うことに代えて、被留置者が弁解を記載した書面を提出することや、被留置者を補佐する職員が弁解を録取する方法により行うことができる。

(エ) 禁止措置の要否及び適用すべき禁止措置の内容の協議

弁解を聴取後、被留置者の弁解を聴取した警察官は、禁止措置の要否及び適用すべき禁止措置の内容について協議を実施すること。

(オ) 署長に対する報告

禁止措置の要否の意見及び被留置者の弁解の内容を記載した報告書を署長に提出し、禁止措置を執行するかどうか判断すること。

(カ) 措置の執行

禁止措置を執行する場合には、被留置者に対し、措置の内容及び原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちに執行をすること。

ただし、被留置者がよく反省している場合や特別な事情がある場合には、執行の全部又は一部を延期又は免除することができる。

エ 自弁の書籍等の閲覧禁止措置

閲覧禁止措置の対象となる書籍等については、内閣府令第20条において

第1号 性欲を興奮させ又は刺激する内容を有する書籍等

第2号 前号に掲げるもののほか、衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真若しくはその複製物又はこれらが掲載されている書籍等

と規定されている。

第1号の「性欲を興奮させ又は刺激する」とは、刑法におけるわいせつの定義である「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」（最高裁昭和32年3月13日判決）よりも広い概念であり、ことさらに扇情的な表現方法であったり、過度に性的感情を刺激するような内容のものでなくても該当する。

同条第2号の「衣服を脱いだ人の姿態」とは、全裸又は半裸等社会通念上公衆の面前で人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいい、例えば、通常の水着を着用した人の姿態は当たらない。

雑誌の一部分に性欲を興奮させ又は刺激する写真、図画、それらの複製物、文章、衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真、複製物が掲載されているに過ぎない場合でも、当該雑誌は第1号又は第2号に該当するものとして、その全体が本措置の対象となる。

本措置を執った場合には、被留置者の保管私物で本措置の対象書籍等に該当することを理由として領置した書籍等、及び本措置の対象書籍等に該当することを理由として被留置者からの閲覧の申出を許さなかった書籍等について、その名称等（雑誌の場合には、名称のほか号数等）を明らかにしておくこと。

オ 反則行為があった場合の措置は、捜査の目的にこれを用いてはならない。

カ 反則行為に対する措置を執った場合には、当該措置により被留置者がいららするなど情動的に不安定となり、逃走や他害のおそれが高まる場合が多いと考えられることから、留置主任官は、捜査主任官に対し、反則行為に対する措置を執っている旨及び措置の内容、期間を連絡すること。

(2) 戒具の使用（第41条）

ア 法213条の規定に基づき、留置担当者は、護送する場合又は次のいずれかに該当する場合には、捕縄又は手錠を使用することができる。

(ア) 逃走するおそれがあるとき。

(イ) 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがあるとき。

(ウ) 留置施設の設備、器具その他の物を損壊するおそれがあるとき。

- イ 捕縄又は手錠を使用した場合には、速やかに署長に報告すること。
- ウ 留置担当者は、被留置者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは署長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄、手錠又は防声具と同時に使用することはできない。
- エ 留置保護室が設置されていない留置施設においては、留置担当者は、被留置者が留置担当者の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを抑止する手段がないときは、署長の命令により、防声具を使用することができる。この場合において、その被留置者が防声具を取り外し、又は損壊することを防ぐため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができる。
- オ 留置保護室が設置されている留置施設においては、防声具を使用できないことに留意すること。
- カ 署長の命令を待ついとまがないときは、留置担当者は、その命令を待たないで、拘束衣又は防声具を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を署長に報告すること。
- キ 拘束衣及び防声具の使用の期間は、3時間とする。ただし、拘束衣の使用については、特に継続の必要があると認めるときは、通じて12時間を超えない範囲内で、3時間ごとにその期間を更新することができる。
- ク 署長は、拘束衣又は防声具の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させること。
- ケ 被留置者に拘束衣若しくは防声具を使用し、又は拘束衣の使用の期間を更新した場合には、速やかに、その被留置者の健康状態について、署長が委嘱する医師の意見を聴取すること。
- コ 戒具を使用する場合には、戒具の使用前後の被留置者の状況について、録画、録音、写真撮影、関係者の目撃状況の聴取等の採証活動を確実に実施しておくこと。
- サ 戒具を使用する場合は、同時に特別要注意者に指定し、遮蔽版を外して対面監視を行うこと。

(3) 留置保護室への収容（第42条）

- ア 法第214条の規定により、留置担当者は、被留置者が次のいずれかに該当する場合には、署長の命令により、留置保護室に収容することができる。
 - (ア) 自身を傷つけるおそれがあるとき。
 - (イ) 次のいずれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
 - a 留置担当者の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。
 - b 他人に危害を加えるおそれがあるとき。
 - c 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。
- イ 署長の命令を待ついとまがないときは、留置担当者は、その命令を待たないで、留置保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を署長に

報告すること。

ウ 留置保護室への収容期間は、72時間以内とする。ただし、特に継続の必要があると認めるときは、48時間ごとにこれを更新することができる。

エ 署長は、留置保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させること。

オ 被留置者を留置保護室に収容し又はその収容の期間を更新した場合には、速やかに、その被留置者の健康状態について、署長が委嘱する医師の意見を聴取すること。

カ 留置保護室への収容に際しては、必要に応じ、次に掲げる措置を執ること。

(ア) えん下等により自傷の危険がある物の留置保護室内での所持を禁止する。

(イ) 留置保護室に収容中の被留置者に対しては、運動及び入浴を実施しない。

(ウ) 監視カメラ等の設備を利用するなど十分な監視体制を確保する。

(エ) 昼夜十分な監視を可能とするべく夜間減光は一定程度にとどめる。

(オ) 収容要件、医師からの意見聴取等法律上の要件を厳守する。

(カ) 拘束衣を使用しないと自傷を防止できない場合は、拘束衣を使用する。

キ 留置保護室へ収容する場合には、戒具の使用と同様に採証活動を確実に行うこと。

(4) 事故発生時の措置（第43条）

被留置者事故とは、被留置者の自殺、自傷、異物えん下、逃走事案及びこれらの未遂事案並びに疾病等による死亡又は受傷事案をいう。

5 給養衛生関係

(1) 給食（第45条）、給食業者の指定等（第46条）

ア 被留置者に支給する給食は、本人に支給するものであるから、他の被留置者に与えることのないようにすること。また、被留置者相互間の飲食物の授受は、留置施設内の規律の保持上支障があるので認めないこと。

イ 被留置者が自弁の食事を摂った場合でも、給食を支給すること。ただし、給食辞退書を提出したときは、この限りでない。

ウ 給食については、少なくとも3箇月に1回カロリー検査を行うこと。

(2) 寝具（第47条）

寝具の消毒については、日光消毒等の方法により月1回以上行うこととしたが、梅雨時及び冬期間等日光消毒ができない期間は、布団乾燥機等により乾燥を行い、寝具の衛生に配慮すること。

(3) 運動（第48条）

ア 運動とは、「単に手足を運動させるのみでは足りず、天然に接し、日光に浴し、新鮮な大気のもとで心身を快活ならしめること」（昭和44年大阪地裁）とされているので、天候の許す限り運動場において行わせること。

イ 雨天の場合又は工事等で運動場の施設を使用できない場合は、留置施設内の廊下等通風、採光の良い場所等で行わせること。

ウ 運動の予定時刻に護送等が予定されている場合は、あらかじめ運動時刻を変更するなどの補完措置を執ること。

(4) 入浴（第49条）

ア 入浴時間の「おおむね20分間」とは、少なくとも15分以上確保すること。

イ 被留置者が護送その他の理由により、指定した入浴日に入浴できないときは、その前日又は翌日入浴させるか、その者の希望又は必要により入浴にかえてシャワー等の使用をさせるなどの補完措置を執ること。

(5) 洗濯（第50条）

ア 洗濯の頻度については、時季によって差異があるが、留置施設の清潔、被留置者の保健衛生を十分勘案し、備付けの洗濯機を使用させて行わせるなど、できるだけ行わせるように配慮すること。

イ 女子の被留置者の衣類は、男子の被留置者の目に触れない場所で、乾燥させるなどの措置を執ること。

(6) 調髪及びひげそり（第51条）

ア 調髪を行わせる場所は、一般人を留置施設内に入れると人権上、保安上問題があるほか、保健衛生上の問題等から、指定場所は原則として留置施設外の面会室（弁護士等側）等の場所を指定すること。

イ ひげそりについては、感染症予防対策のため、次のとおり措置すること。

(ア) 感染症に罹患している疑いのある被留置者については、同一の電気かみそりを専用に貸与して実施させること。

(イ) その他の被留置者に、1個の電気かみそりを共用させる場合には、一人の被留置者が使用した都度消毒を行わせ、乾燥後に次の被留置者に使用させること。

ウ 洗面及び歯磨きについては、起床の際及び就寝前に行わせること。

(7) 留置施設内の清潔の保持（第53条）

ア 留置施設内の清掃は、毎日1回以上行うこと。この場合において、留置室内の清掃は、被留置者に行わせること。

イ 留置施設内は、洗浄除菌剤等による簡易消毒を毎月1回以上行うこと。

(8) 健康診断（第54条）

ア 健康診断及び診療は、署長が委嘱する医師により行うこととされていることから、被留置者の健康診断等を行う医師に対して、毎年度署長の委嘱状を交付すること。

イ 健康診断日には、やむを得ない事情があるときを除き、取調べ等に優先して、その日に留置されている全被留置者を受診させること。

なお、受診しなかった被留置者に対しては、確実に補完措置を講じ、被留置者名簿（Ⅳ食料、処方薬投薬、運動、入浴等）に記録すること。

ウ 被留置者が健康診断を拒否した場合でも、その者が留置後最初の健康診断を受ける者であるときは、説得して受診させるようにすること。

なお、説得に応ぜず受診させることができなかったときは、その経過を被留置者名簿（Ⅳ、Ⅴ）に記録して明らかにしておくこと。

エ 健康診断については、内閣府令第12条により、次の項目について実施すること。

(ア) 既往症及び生活歴の調査

(イ) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

- (ウ) 血圧測定
- (エ) その他医師が必要と認める事項

(9) 診療等（第55条）

ア 法第201条第1項の規定に基づき、被留置者が

(ア) 負傷し、若しくは、疾病にかかっているとき、又はその疑いがあるとき

(イ) 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるときは、診療その他必要な措置を執らなければならない。

ただし、(ア)の場合は、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、本人の意志に反して診療等を行うことはできない。

イ 診療は、原則として署長が委嘱した医師に行わせること。ただし、委嘱した医師が不在の場合又は専門科目以外の場合は、他の適当な医師を委嘱して行わせることができる。この場合の診療費は、警察負担とする。

ウ 法第202条の規定に基づき、被留置者が医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合は、傷病の種類及び程度、留置施設に留置される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被留置者の医療上適当であると認めるときは、留置施設内又は署長が適当と認める病院等において、自弁により診療を受けさせることができる。

(10) 常備薬等の備付け（第56条）

ア 被留置者から疾病等の訴えを受けた場合は、留置主任官の指揮を受け常備薬を投与できるが、常備薬はあくまで応急的なものであるから、常備薬のみを与えることのないように配意し、必要により医師の診療を受けさせること。

イ 被留置者が収容時に所持していた薬品は服用させないこと。ただし、被留置者が収容前に医師の投薬を受け服用していた場合で、警察官が直接医師から当該薬品の確認を受けるか、又は新たに投薬を受けた場合は、この限りでない。

6 面会関係

(1) 面会に関する事務（第57条）

被留置者の面会に関する事務は、被留置者処遇の根幹をなすものであるから、その取扱いは全て留置担当者が行い、その指揮は留置主任官が行うこととしたものであり、捜査担当者が行うことのないようにすること。

(2) 弁護士等の面会（第59条）

ア 被留置者と弁護士等との面会は、被留置者の防御権行使の手段として尊重すべきものであり、可能な限り便宜を図るよう配意すること。

イ 弁護士等の面会時間は、刑事訴訟法第39条第3項の規定による接見指定がなされている場合以外は、原則として、制限できないので注意すること。

ウ 弁護士等に対しては、面会が終了した場合の留置担当者等への連絡を確実に依頼するとともに、被留置者側のドアについては、確実に施錠して面会をさせること。

エ 留置担当者は、弁護士等と被留置者との面会に立ち会うことができないので、面会の際は会話内容が聞こえない場所で警戒に当たること。

オ 書類その他の授受があった場合は、その物について、拘禁目的達成上又は保

安上必要な範囲内で検査すること。

カ 弁護士等から勤務時間外に面会したい旨の申出があった場合は、次のとおり取扱うこと。

(ア) 被留置者の権利、弁護士等の職務を尊重し、次の場合を除き管理体制を整えて申出に応ずること。

a 被留置者が現に睡眠中であるとき。

b 留置担当者の仮眠時間を変更できない事情があるとき。

c 事件、事故が多発し体制がとれないとき。

(イ) 申出に応ずることができなかつたときは、申出に応じることのできる日時を教示するとともに、当該弁護士等及び被留置者の氏名、面会申出の日時、申出の要旨、申出に応ずることのできなかつた理由等の経緯について報告書を作成し、被留置者面会簿に編綴しておくこと。

(3) 弁護士等以外の者との面会（第60条）

ア 面会者の身元の確認等は、面会を許可するか否かを判断する上で重要な要素であることから、面会者が氏名等を黙秘する場合は、これらを明らかにするように説得し、それでも応じない場合は面会を認めないこと。

イ 被逮捕者と弁護士等以外の者の面会については、刑事訴訟法上の規定がなく、権利として認められていないので、捜査主任官に捜査上の支障の有無を確認し、捜査上の支障がなく、かつ、留置施設の管理運営上の支障がないときには、被留置者に面会の意思を確認した上、面会をさせること。

ウ 被留置者に接見禁止決定が付されている場合は、面会をさせないこと。ただし、特別に面会をさせなければならない事情があると認められるときは、担当検察官に連絡し指示を受けること。

エ 被留置者に接見禁止決定が付されておらず、かつ、留置施設の管理運営上の支障がない場合には、被留置者の面会の意思を確認した上で面会をさせること。

なお、留置施設の管理運営上支障がある場合には、面会を申出た者にその旨説明し、支障のない日時を教示すること。

オ 被留置者の親族、職場の上司等が遠方から面会のために訪れてきた場合など、特別な事情があると留置主任官が認めた場合は、勤務時間以外の時間であっても面会をさせること。

(4) 面会者の遵守事項（第61条）

ア 面会者の遵守事項の告知は、面会上の注意事項を事前に面会者に周知徹底させることにより、証拠隠滅、逃走の防止、留置施設内の規律及び秩序の維持を図ろうとするものであることから、告知に当たっては、その趣旨が十分に面会者に徹底するよう配慮すること。

イ 被留置者と弁護士等以外の者との面会の際の警察官の立会いは、特別な事情がない限り1名とすること。

ウ 法第219条の規定により、留置担当者は、次のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。

（弁護士等との面会の場合にあつては、留置施設の規律及び秩序を害する行為に

該当する場合に限る。)

この場合においては、面会の一時停止のため、被留置者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じることができる。

(ア) 被留置者又は面会の相手方が次のいずれかに該当する行為をするとき。

- a 署長が定める面会の制限に違反する行為
- b 留置施設の規律及び秩序を害する行為

(イ) 被留置者又は面会の相手方が次のいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- a 暗号の使用その他の理由によって、留置業務に従事する職員が理解できないもの
- b 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
- c 留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

(ウ) 未決拘禁者又はその面会の相手方が罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのある内容の発言をするとき。

(エ) 被留置受刑者又はその面会の相手方が次のいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- a 被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれのあるもの
- b 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

エ 面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

7 差入れ関係

(1) 差入れ等の事務（第62条）

被留置者の差入れ等に関する事務は、面会と同様被留置者の処遇の根幹をなすものであるから、その取扱いはすべて留置担当者が行い、その可否の判断は留置主任官が行うこととしたものであり、捜査担当者が行うことのないようにすること。

(2) 差入れの手續（第63条）

ア 差入れを希望する場合には、差入人に被留置者金品出納簿（Ⅱ差入れ、宅下げ等）を記載させ、提出させること。

その際、記載した差入人の住所・氏名等を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

イ 差入人が差入金品に係る受領書を求めた場合には、被留置者金品出納簿（Ⅱ差入れ、宅下げ等）を複写処理し、下部の受領欄に所要事項を記載の上、留置主任官が押印し、交付することができる。

なお、複写する際には、決裁、留置番号及び被留置者氏名欄は紙片で覆うなどして同欄が写らないよう措置すること。

(3) 差入れ等の制限（第64条）

ア 差入金品が次のいずれかに該当するときは、法第193条第1項の規定に基づき、差入れを許可せず、差入人に引取りを求めること。

(ア) 被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

あるものであるとき。

(イ) 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。

※ 被逮捕者について捜査主任官が捜査上の観点から許可しない物品、被勾留者について接見禁止決定等により許可されない物品をいう。

(ウ) 交付の相手方が被留置受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その被留置受刑者に交付することにより、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

(エ) 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

(オ) 自弁物品等以外の物品であるとき。

※ 自弁物品等とは、自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされている物品、又は釈放の際に必要と認められる物品をいう。

(カ) 法第192条第1項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

※ 保管に不便なものであるとき。腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

イ 前記アの(ア)から(エ)に該当する現金又は物品について、差入人の所在が明らかでないため、引取りを求めることができないときには、公告を行うこと。

差入人が引取りの求めに応じない場合、及び公告した日から6月を経過した場合には、当該現金又は物品は県に帰属する。

ウ 前記アの(オ)及び(カ)に該当する現金又は物品について、差入人の所在が明らかでないため、引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人が引取りを拒んだときには、被留置者に対し親族等に宅下げ等を求めること。

相当の期間内に処分しないときには、売却を行い、その代金を領置すること。

エ 前記アの(ア)から(カ)に該当しない現金又は物品で、被留置者とその交付を拒否した場合には、差入人に引取りを求めること。この場合において、差入人の所在が明らかでないため、引取りを求めることができないときには、の公告を行うこと。

差入人が引取りの求めたに応じない場合、及び公告した日から6月を経過した場合には、当該現金又は物品は県に帰属する。

オ 差入れに関する制限については、法第198条で準用する法第51条及び内閣府令第10条第1項第1号により、署長は、次の事項について定め、留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

(ア) 交付の申出を行う日及び時間帯

(イ) 1回に1人の被留置者に対し交付することができる現金の額の上限又は物品の品目及び数量の上限

(ウ) 署長が定める種類の物品について、交付する物品を取り扱うことができる事業者

カ 自弁物品等の購入に関する制限については、法第198条で準用する法第51条及び内閣府令第10条第1項第2号により、署長は、次の事項について定め、留置

施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

(ア) 購入の申請を行う日及び時間帯

(イ) 1回の購入申請により購入することができる自弁物品等の品目及び数量の上限

(ウ) 署長が定める種類の物品について、自弁物品等を取り扱うことができる事業者

(4) 食料品及び飲料の差入れ等（第65条）

ア 差入れ等を認める食料品及び飲料は、原則として指定業者が通常調整し、又は取り扱うものとする。

イ 差入れ等があった場合でも、被留置者から給食辞退書の提出がない限り、給食を支給すること。

(5) 差入人が不明なときの公告等（第66条）

ア 公告の期間は、刑事収容施設及び被留置者の処遇に関する法律施行令第1条の規定により14日間掲示すること。

イ 「公告をした日」とは、掲示をした日ではなく、掲示から14日間経過した日を指すので注意すること。

例えば、6月1日の午前零時に掲示をしたのであれば、公告した日は6月15日になるが、6月1日の執務時間内に掲示をしたのであれば、公告した日は6月16日となる。

ウ 公告をした日から起算して6月を経過する日までに差入人が当該物品の引取りをしないときには、その物品は、岩手県に帰属する。

8 信書の発受関係

(1) 信書の取扱い（第67条）

被留置者の信書の発受は原則として許容されているが、被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されないときは、禁止される。

また、被留置者が受刑者の身分を有する場合には、法第223条の規定により、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のための信書の発受を除き、一定の者との間の信書の発受を禁止することができる。

禁止の対象となる者は、被留置受刑者の親族を除く、犯罪性のある者や被留置受刑者が信書を発受することにより、留置施設の規律及び秩序を害し、又は被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがある者である。

(2) 信書の作成場所（第68条）

ア 必要と認めるときとは、次のような場合をいう。

(ア) 他の被留置者が同室しているなど、当該被留置者のプライバシー保護の観点から支障があると認めるとき。

(イ) 同室している他の被留置者との関係で、筆記用具等を貸与することが留置室内の規律及び秩序を維持する上で支障があると認めるとき。

イ 留置施設内の他の場所とは、身体検査室、面会室の被留置者側等の信書を作成するのに適した場所をいう。

(3) 信書に関する制限（第69条）

署長は、信書の発受について、法第225条及び内閣府令第26条に基づき、留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

ア 信書の用紙及び封筒の規格を署長が定めるものに限ること。

イ 1通の信書につき使用できる用紙の枚数の上限を、5枚を下回らないものとする。

ウ 1枚の用紙に記載することができる字数の上限を、400字を下回らないものとする。

エ 字の大きさ、信書の検査を円滑に行うため必要な記載方法を定めること。

オ 信書の発信の申請の日を、緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き、県の休日以外の日とすること。

カ 信書の発信の申請の時間帯を、緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き、当該留置施設の執務時間内とすること。

キ 被留置者が発信を申請する信書（弁護人等に対して発するものを除く。）の通数の上限を、1日につき1通を下回らないものとする。

ク 信書の発信の方法を次に掲げるものに限ること。

(ア) 郵便物

(イ) 電報による方法（緊急の必要がある場合に限る。）

ケ 信書の受信の方法を次に掲げるものに限ること。

(ア) 郵便物又信書便物による方法

(イ) 電報による方法

(4) 信書の内容による差し止め等（第70条）

ア 被留置者の発受する信書については、法第222条第1項及び第2項の規定に基づき検査を実施すること。検査の結果、次のいずれかに該当する場合は、信書の差し止め、又はその一部を削除し、若しくは抹消することができる。

(ア) 暗号の使用その他の理由によって、留置業務に従事する職員が理解できない内容のものであるとき。

(イ) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

(ウ) 発受によって、留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

(エ) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

(オ) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

(カ) 未決拘禁者が発受する信書について、その発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(キ) 被留置受刑者が発受する信書について、その発受によって、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

イ 被留置者が弁護人等から受ける信書については、弁護人等からのものであることを確認するのに必要な限度で検査すること。

ウ 接見禁止決定が付されている被留置者への信書（弁護士等からのものを除く。）については、接見禁止が解除されるまで当該信書を保管するか、接見禁止がなされている旨表示して、当該信書を速やかに発信者に返送すること。なお、接見禁止が解除されたときは、内容を検査して必要な措置を執ること。

エ 接見禁止が解除されないまま移送される場合には、当該信書を移送先の施設に引継ぎ、釈放される場合には、その時点で当該被留置者に交付すること。

9 書籍等の閲覧関係

(1) 自弁の書籍等の抹消又は削除（第71条）

ア 自弁の書籍等の閲覧については、法第207条第1項の規定により、閲覧することにより次のいずれかに該当する場合には、閲覧を禁止することができる。

(ア) 留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

(イ) 被留置者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(ウ) 被留置者が被留置受刑者である場合において、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

イ この場合、個々具体的な事情に即して当該書籍等の内容、被留置者の性格、行状、留置施設の管理運営及び保安状況を総合的に考慮し、上記事由に該当するかどうか判断しなければならない。

ウ 当該書籍等に閲覧禁止部分があった場合に、当該被留置者から書面による同意を得て、不許可事由に該当する箇所を削除又は抹消したときは、閲覧させることができる。

エ 閲覧を許可しなかった場合又は不許可事由に該当する部分を削除若しくは抹消した場合には、その状況を被留置者名簿（V動静、処遇等に関する申出）に記録しておくこと。

(2) 書籍等の所持冊数（第72条）

被留置者が留置室において同時に所持することができる書籍等の数は、原則として新聞紙1紙、その他の書籍3冊とする。ただし、辞書、辞典、裁判所等による権利救済を受けるために必要であるとして、被留置者から所持の申出があった書籍等については、留置主任官が必要であると認め、かつ、留置施設内の管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(3) 閲覧の方法（第73条）

書籍等の閲覧は、被留置者の日常生活の大きな部分を占めているいわば自由な時間の活用のための重要な手段であるので、被留置者の就寝時間帯、食事の時間帯等留置施設の管理運営上支障があるときを除いては制限しないこと。

(4) 新聞に関する制限（第74条）

署長は、新聞に関する制限について、法第209条で準用する法第71条及び内閣府令第21条により、留置施設の管理運営上必要な次の制限をすることができる。

ア 新聞紙の範囲の制限は、あらかじめ被留置者が取得することができる新聞紙を指定して行う。

イ 新聞紙の取得方法の制限は、次の事項を定めて行う。

(ア) 新聞紙の数量の上限

(イ) 新聞紙を取り扱う事業者

(5) 時事の報道に接する機会の付与等（第75条）

ア 拘禁目的及び留置施設の管理運営上支障がない限り、被留置者に対し主要な時事の報道に接する機会を与えるため、ラジオ放送の聴取及び日刊新聞の閲覧について規定したものである。

なお、日刊新聞とは、日刊の新聞紙であって、専ら政治、経済、社会、文化その他時事に関する事項を総合的に報道することを目的とするものをいう。

イ 日刊新聞の閲覧

日刊新聞を閲覧させる場合には、次に掲げる部分について削除等の措置を行った上で、閲覧させること。

(ア) 被留置者に係る犯罪事件を直接報道した部分

(イ) 拘禁目的に反するおそれのある部分

(ウ) 留置施設の規律及び秩序を害するおそれのある部分

ウ ラジオ放送の聴取

(ア) 聴取させる番組

聴取させるラジオ番組は、原則としてニュース及び音楽番組とする。ただし、留置施設内の管理運営上支障がないときには、これ以外の番組を聴取させても差し支えない。

(イ) 聴取時間

聴取させる時間は、原則として毎日、昼食時又は夕食時等の一定の時間に行うこと。

(ウ) 聴取させる方法

聴取させる機器は、備え付けのラジオカセットとし、ニュース番組等については、カセットテープに録音後、上記イの(ア)から(ウ)に該当する部分を消去した上で聴取させること。

エ 看守勤務日誌への記録

被留置者に対し時事の報道に接する機会を付与した場合は、その状況を看守勤務日誌に記録すること。

オ 第3項の規定は、法第185条の活動の援助について規定したものであり、内閣府令第4条により、留置施設に備え付けた書籍等の貸与により行うこととされている。

カ 備え付ける書籍等については、当該留置施設の定員を勘案した冊数を備え付け、通謀防止の観点から、貸与した書籍を回収した場合には、書き込みの有無について点検を励行すること。

10 護送、移送及び釈放関係

(1) 護送（第76条）

護送については、被留置者護送要綱の制定について（平成3年12月27日付け、岩警発第1438号）により行うこと。

(2) 移送（第77条）

検察官からの移送指揮等により移送する場合には、移送指揮書、接見禁止決定書（謄本）、起訴通知書、起訴状（謄本）、移送連絡票、仮釈放取消決定書（謄本）等の関係書類とともに、被留置者を移送先に引き継ぐこと。この場合において、これら関係書類の写しを取り、当該被留置者名簿の末尾に添付しておくこと。

(3) 釈放の指揮（第78条）

被留置者を釈放するときは、署長に報告し、その指揮を受け速やかに釈放すること。

(4) 釈放時の注意（第79条）

被留置者の釈放に当たっては、当該被留置者を立ち会いの上、保管金品等を確認させ、所要の手続きを行うとともに、他の被留置者からの通謀及び連絡の依頼などによる罪証隠滅の防止に配慮すること。

11 不服申立て等関係

(1) 審査の申請の受理等（第80条）

本部長に対する審査の申請、事実の申告及び苦情の申出、並びに、監査官及び署長に対する苦情の申出の受理等について規定したものである。

(2) 審査の申請及び再審査の申請（第81条～第91条）

ア 審査の申請は、署長が行った次に掲げる措置（処分及び事実行為）について不服のある者が、本部長に対して書面により行うもので、処分の取消し又は事実行為の撤廃を求めるものである。

(ア) 反則行為があった場合の措置に基づき自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分

(イ) 反則行為を組成した物、反則行為に供した物等を県に帰属させる処分

(ウ) 領置されている現金の使用又は保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

(エ) 指名医による診療を受けることを許さない処分又は診療の中止

(オ) 宗教上の行為の禁止又は制限

(カ) 書籍等の閲覧の禁止又は制限

(キ) 書籍等の翻訳の費用を負担させる処分

(ク) 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

(ケ) 釈放の際に発受禁止信書等の引渡しをしない処分

(コ) 面会の際の通訳、信書の発受の際の翻訳の費用を負担させる処分

イ 審査の申請は、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

なお、審査の申請期間の計算については、留置施設において申請書の送付手続に要した日数は、算入しない。

ウ 第81条第4項及び第5項の規定は、被留置者が審査の申請をするに当たり、その内容を留置担当者等に秘密にすることができるように、必要な措置を講じたものであり、信書の検査の規定にかかわらず、審査の申請の書面は、検査をしてはならない。

エ 留置担当者等は、被留置者が審査の申請をしたことを理由として、その者に対

し不利益な取扱いをしてはならない。

オ 再審査の申請は、審査の申請に対する裁決に不服がある者が、公安委員会に対し、再度、当該措置の取消し等を求めるものである。

なお、第91条の「他の規程」とは、行政不服審査手続きに関する規程（昭和40年岩手県公安委員会規程第1号）をいう。

(3) 事実の申告（第92条～第96条）

ア 事実の申告は、被留置者に対する留置担当者等による次に掲げる行為があったときに、本部長に対して書面により行うもので、申告に係る事実の有無の確認とその結果の通知を求めるものである。

(ア) 身体に対する違法な有形力の行使

(イ) 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用

(ウ) 違法又は不当な留置保護室への収容

イ 事実の申告に関する手続きは、審査の申請とほぼ同様の規定となっている。

ウ 公安委員会に対する事実の申告は、本部長に対する事実の申告に対する通知の内容に不服がある場合において、公安委員会に対して、再度、その事実の有無の確認及びその結果の通知を求めるものである。

なお、第96条の「他の規程」とは、行政不服審査手続きに関する規程（昭和40年岩手県公安委員会規程第1号）をいう。

(4) 苦情の申出（第97条～第104条）

ア 苦情の申出は、被留置者が自己に対する署長の措置その他自己が受けた処遇について、本部長に対しては書面で、監査官及び署長に対しては、書面又は口頭で申出を行う制度である。

イ 苦情の申出は、審査の申請や事実の申告と異なり、厳格な申請期間は設けられていない。

ウ 苦情の申出を受けた本部長等はこれを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申立をした被留置者に通知しなければならない。

エ 監査官が口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、留置担当者等を立ち合わせてはならない。

オ 署長が被留置者から口頭の苦情の申出を受けるに当たっては、指名する職員にその内容を聴取させることができる。

12 雑則関係

(1) 他機関から被疑者等を委託された場合の措置（第105条）

他機関から被疑者等の留置を委託された場合の取扱いは、この訓令を準用することとした。

(2) 細目（第106条）

署長が細目に定めるべき事項は、次の事項である。

ア 起居動作の時間帯

イ 被留置者の遵守事項

ウ 保管私物に係る制限

エ 領置金品に係る制限

- オ 非常計画
- カ 入浴日
- キ 洗濯日
- ク 調髪及びひげそりの場所
- ケ 喫煙の場所
- コ 健康診断日
- サ 弁護士等以外の者との面会の制限
- シ 差入れに関する制限
- ス 自弁購入等に関する制限
- セ 信書に関する制限
- ソ 新聞取得の制限
- タ ラジオ放送の聴取時間
- チ その他署長が必要と認める事項